

改正

平成24年2月28日条例第7号

平成27年3月20日条例第26号

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例をここに公布する。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例

(設置)

**第1条** 間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の再生を図る事業を実施するため、山形県森林整備促進・林業等再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。